

学会賞・奨励賞の選考方法に関する細則

1. 学会員は、学会賞及び奨励賞の候補論文（または著書）を一編推薦できる。
2. (1)推薦の宛先は、会長あて（学会事務局気付）とし、論文の場合は、コピーまたは別刷りを一部同封する。
(2)推薦の締め切りは、毎年1月31日とする。
3. 学会賞及び奨励賞の対象は、著者（ファーストオーサー）が学会員であり、前年1月1日から12月31日までに刊行もしくは公開された「体育・スポーツ経営学研究」、「体育経営管理論集」、「体育学研究」の論文および学術的著書とする。
4. 評価の観点は、研究のオリジナリティ、新規性、学際性、学術的意義、社会的貢献度の観点から学会賞・学会奨励賞論文（または著書）としての価値を総合的に評価する。
5. 選考委員会は、学会員からの推薦を受けて、受賞候補者を理事会に推薦する。
6. この細則は、常務理事会の決議により改正することができる。

付則 この細則は、令和6年5月25日より適用する。

この細則は、令和6（2024）年5月25日より適用する。

この細則は、令和6（2024）年8月31日より適用する。